

香川県条例第10号

香川県立五色台少年自然センター条例の一部を改正する条例

香川県立五色台少年自然センター条例（平成19年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 自然の環境の中で行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成を図るとともに、自然科学及び人文科学に関する教育活動を通じ、青少年の科学意識の向上、創造力の開発及び自然に親しむ心の^{かん}涵養を図ることを目的として、香川県立五色台少年自然センター（以下「少年自然センター」という。）を高松市に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 自然の環境の中で行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成を図るとともに、自然科学及び人文科学に関する教育活動を通じ、青少年の科学意識の向上、創造力の開発及び自然に親しむ心の<u>かん養</u>を図ることを目的として、香川県立五色台少年自然センター（以下「少年自然センター」という。）を高松市及び<u>坂出市</u>に設置する。</p> <p><u>2 少年自然センターの分館として、五色台少年自然センター自然科学館を置く。</u></p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。